

ファミリー・サポート・センター事業 Q&A

【総括】

Q1

ファミリー・サポート・センターと会員との関係はどのように考えたら良いのでしょうか？

A1

会員はセンターの構成員であり、センターは会員間で行う相互援助活動の調整を行うものです。協力会員は、次の理由から形式的にも実質的にもセンターに雇われるものではなく、雇用・労働関係にはありません。

①センターが利用会員からの援助申込に応じて協力会員を紹介する場合、その協力会員の援助を受けるかどうかは、援助申込を行った利用会員の自由意思に基づくものであること。

②援助を行う時間や場所については、援助申込内容によるものであり、センターの指示によるものではないこと。

③センターは会員間の相互援助活動の調整を行うに当たっては、トラブルを避けるために適切なアドバイスを行うことはあるが、援助活動について一般的具体的な監督指揮を行うものではないこと。

④相互援助活動について報酬が支払われる場合、利用会員から協力会員に直接支払われるものであり、センターが報酬を支払うものではないこと。

したがって、センターと会員の間では、雇用・労働関係を前提とする労働基準法その他の労働関係諸法規は適用されず、また、労災保険などの労働保健関係も成立しません。

Q2

会員の責務、心構えはどのようなものですか？

A2

ファミリー・サポート・センターは、地域において育児の相互援助活動を行うために組織されたものであり、会員一人一人には、センター事業の趣旨に沿って活動する責務があります。本事業は、会員同士の信頼関係のもとに成り立つものであり、相互援助活動に当たっては、時間や決まり事を守り、依頼された内容どおりに援助を行うこと、相互援助活動により知り得た個人的な情報を他に漏らさないことで信頼関係が保てるよう活動することが必要です。

また、本事業は、会員の互助により労働者の仕事と育児の両立及び地域の子育てを支援する。地域におけるボランティア活動であり、したがって、援助を行う人の収入を保証するものではありません。

さらに、会員間の相互援助活動は、「準委任契約」に基づいて依頼された内容の範囲内で行うものであり、専門的保育を行うものではありませんし、協力会員は利用会員から一般的具体的な指揮命令を受けるものではありません。

ただし、ボランティアであるといっても、子どもを預けたり預かったりするものですから、トラブルや事故を避けるためにも、当事者間で事前に十分打合せを行った上で活動に

入る必要があります。さらにセンターにおいては、会員が保育に関する知識、技能を習得するための講習会の他、交流会等も開催し各会員が活動しやすい雰囲気づくりを行います。

●十分に守っていただくこと

- ①子どもの安全確保に努める。
- ②支援活動によって知り得た会員及び家族の情報は、他に漏らさない。
- ③支援活動を、政治、宗教、営利目的など、この制度の目的以外には利用しない。
- ④センター事務局が発行する資料は必ず目を通し、質問等があるときはセンター事務局へ問い合わせること。
- ⑤その他、会員としてふさわしくない行事や事業の目的に反する行為を行わない。

【会員登録】

Q3

会員は、家族のうち誰が登録するのですか？

A3

子どもではなく、主に利用する方が説明を受け会員登録して下さい。会員になるに当たっては家族で良く相談してください。特に協力会員は家族の理解や協力が重要です。

緊急時の対応で、会員以外の家族の方が協力会員宅へ子どもを引取に行く場合には、必ず事前に利用会員から協力会員に、その旨の連絡を入れて下さい。

Q4

会員としての活動期間いつからいつまでになりますか？

A4

開始時期は会員証を手にした日からであり、毎年2月に更新手続きの書類を配布します。利用会員の子どもが次年度、中学生になる方は「退会届」を送付します。必要事項をご記入の上、センター事務局まで提出して下さい。

なお、会員としての活動を継続しがたい理由が発生したときには退会となります。退会するときには、速やかに退会届をセンター事務局へ提出し、会員証の返却をお願いします。

Q5

年度途中から会員の区分を変更することはできますか？

A5

できます。その場合は、センター事務局に連絡をし、手続きをして下さい。ただし、利用会員から協力会員（両方会員）に区分の変更を希望する場合はセンターが指定する講習会受講が必要となります。

【支援活動】

Q6

支援活動の依頼申込の受付時間は？

A6

センター開設時間内（平日9時～17時）に申込をして下さい。

※土曜・日曜・祝日・年末年始（12/28～1/4）はお休みです。

協力会員に日程調整をするため、目安として、遅くても支援活動希望の2日前まで（センター開設日時）に申込をして下さい。

例)

支援希望日：木曜日 → 支援依頼申込日：当週の火曜日まで

支援希望日：月曜日 → 支援依頼申込日：前週の木曜日まで

あくまでも事前打ち合わせが終了して両会員の合意がある場合で、事前打ち合わせをしていない場合は早めの連絡が必要です。

Q7

一度登録した協力会員の支援希望日は変更できないのでしょうか？

A7

可能です。入会申込書に、支援のできる内容及び時間帯などを記入して頂きますが、センター事務局はそれらを参考に支援活動の依頼をします。依頼日に都合が悪い時は、断っていただいても結構です。支援のできる状況が変わったときには、変更届を提出して下さい。

Q8

直接、協力会員に支援活動の申込をしてもいいですか？

A8

支援活動の申込は、必ずセンター事務局を通して下さい。事務局への依頼や報告のない活動は、サポート事業とみなされず、保険補償対象外のサポート事業となります。

Q9

活動の途中で習い事などの送迎はできますか？その際の依頼した際の料金の算出方法は？

A9

協力会員の承諾があればできます。依頼内容が複雑な場合は十分に打合せを行って下さい。

習い事などの送迎（送り迎えの両方）を依頼した場合、送り迎えの支援を別々の活動として考えます。「5、援助活動の時間と報酬」を参考に、それぞれの料金（ガソリン代等実費分含む）を算出します。例えば、送り30分、迎え30分であっても合算せず、送り600円、迎え600円（平日日中の場合）合計1,200円で計算して下さい。

また、利用会員は事前に送迎先の責任者に、協力会員についての連絡をしておくことが必須要件となります。

<p>Q10 預かってもらってからの時間延長はできますか？</p>
<p>A10 協力会員の承諾があればできます。ただし、協力会員の負担になるので、時間の変更は極力避けてください。料金については、事前打ち合わせと時間が異なった場合は実際の活動時間で計算します。</p>
<p>Q11 協力会員の家族が利用会員の子どもを預かって構いませんか？</p>
<p>A11 協力会員とともに、家族で支援活動に協力するのは構いませんが、会員登録していない方が単独で預かり支援活動を行うことはできません。</p>
<p>Q12 複数の子どもの預かることはできますか？</p>
<p>A12 1対1で預かるのが原則です。複数の利用会員の子どもを同時に預かることはできません。ただし、1人の利用会員の子どもをきょうだいで預かることを依頼された場合は、協力会員が複数の子どもの預かれるような状況で、事前の了解が得られれば可能です。</p>
<p>Q13 病気中の子どもを預けることはできますか？</p>
<p>A13 子どもが病気の時は、容態が急変する可能性も高いので預けることはできません。病気の回復期であって、容態が安定していると医師に判断された場合には、その旨を協力会員に説明し、承諾を得れば預けることはできます。通院送迎は原則できません。</p>
<p>Q14 キャンセル料が発生した場合、どのようにしたら良いですか？</p>
<p>A14 協力会員は、報酬の支払が発生した場合に、「支援活動の報告書」の支援実施日時・支援依頼の欄に予定を、支援活動内容の欄にキャンセルを受けた時間を、報酬の欄にキャンセル料を記入して下さい。利用会員は、早急に協力会員宅へ行き、報告書にサインをして、キャンセル料を支払って下さい。</p>
<p>Q15 支援活動が終わったら、どのようにすればいいですか？</p>
<p>A15 協力会員は、支援活動が終了するまでに、支援活動の内容や報酬等を記入した「支援活動の報告書」を記入します。 利用会員は、支援活動終了後、報告書を確認し、内容に間違いがなければサイン・押印</p>

のうえ、報酬等を支払います。

Q16

協力会員への援助依頼は、必ず引き受けてもらえますか？

A16

協力会員が行う援助は、有償ボランティアなので、都合によってはお断りされる場合もあります。事前にファミサポ以外の手段も考えておくと安心です。

Q17

協力会員のお宅にペット（犬、猫、うさぎ等）がいても良いですか？

A17

アレルギーなどがある場合も考えられるので、事前打ち合わせ時に確認しておきましょう。

Q18

当日依頼などの急な対応が必要な場合はどのようにしたら良いのでしょうか？

A18

事前打合せを行ってからの援助になりますので、初めての方は対応できません。また、事前打ち合わせを行った協力会員がいる場合には、協力会員の都合があれば対応できます。

【補償保険関係】

Q19

「急激かつ偶然な外来の事故」による傷害とは？

A19

「急激」とは、傷害の原因としての事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった事故から結果としての傷害までの過程が直接的で、時間的間隔のことを意味します。

「偶然」とは、事故の発生が偶然であるか、結果の発生が偶然であるか、原因、結果とも偶然であるかのいずれかを要します。

「外来」とは、傷害の原因が身体の外からの作用によることをいいます。

上記により、靴ずれ、しもやけ、日焼けなどは傷害保険の対象とはなりません。

Q20

子どもを迎えに行くとき、自宅からではなく出先のスーパーから保育所に迎えに行った場合、途中でケガをしたら保険は適用になりますか？

A20

適用されません。協力会員傷害保険が適用されるのは、自宅と依頼会員宅、あるいは保育所など利用会員が指定する場所との通常の経路のみです。

Q21

公園などで預かった子どもがケガをした場合、依頼子ども傷害保険は適用されますか？

A21

適用されます。ただし、利用会員がさせて欲しくない遊びもありますので、預かるときに良く話し合ってください。

Q22

子どもの送り迎えに自動車で行きたいのですが、自動車で行ってケガをした場合、保険は適用されますか？

A22

協会員傷害保険と依頼子ども傷害保険が適用されますが、賠償責任保険は適用されません。賠償事故については、協会員個人の自動車保険で対応して下さい。

Q23

子どもが食中毒になった場合は対象となりますか？

A23

依頼子ども傷害保険では、細菌性食物中毒は保険約款上免責となっているため、対象となりません。なお、賠償責任保険については、協会員が調理した食物により食中毒になった場合など、協会員に過失がある場合に適用されます。

Q24

別居している祖父母が協会員で、子どもを預かってもらっている時にケガをした場合、保険は適用されますか？

A24

保険は適用されません。そもそもファミリー・サポート・センター事業は、親族の手助けを期待できない場合、サポート事業の協会員の調整をお願いするものですから、親族に預ける場合、サポート事業で調整する必要はないと考えられます。

本保険では事故が発生した際の手続きの中に、事故が事務局の調整した仕事に従事であることが要件となります。

Q25

依頼された子どもは一人なのに、きょうだいがついてきた場合の補償対象は？

A25

提供会員の管理責任は預かっている子どもだけですので、ついてきたきょうだいは対象外です。事前打ち合わせできょうだいがいることがわかっており、ついてくる事が想定される場合は、活動を断ることもあり得ます。